

コンプライアンス事件簿『個人情報・プライバシー編』

改訂表

2026年 3 月 31 日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2022 年 5 月発行の第 4 版より、以下の箇所を中心に改訂を行いました。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
5	解説	原則として、本人に通知した利用目的以外で個人情報を使用してはいけません。 自分が扱っている個人情報の利用目的はどこまでか、しっかりと理解しておきましょう。	<u>個人情報保護法上、個人情報を取得する際は、原則としてその利用目的を本人に通知し、または公表しなければなりません。当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは、原則として認められず、同法違反となるおそれがあります。</u>
6	解説	好奇心からのぞき見たり、他の社員に告げたりすることは、モラルに欠ける行為です。	好奇心からのぞき見たり、他の社員に告げたりすることは、 <u>モラルに欠ける行為というだけではなく、個人情報保護法に違反する場合があります。</u>
9	解説	2022 年の改正個人情報保護法では、個人の権利利益を侵害するおそれが大きい漏えいが発生した場合には、個人情報保護委員会に報告と本人への通知をしなければならないことになりました。	<u>2022 年に施行された</u> 改正個人情報保護法では、個人の権利利益を侵害するおそれが大きい漏えいが発生した場合には、個人情報保護委員会 <u>への報告</u> と本人への通知をしなければならないことになりました。
10	マイナンバーQ&A 冒頭	マイナンバーが記載された「通知カード」や「個人番号カード」を誤って捨てたりすることのないよう、大切に保管しましょう。	マイナンバーが記載された <u>マイナンバーカードや、お手元にある通知カード（記載内容が住民票と一致しているもの）</u> を誤って捨てたりすることのないよう、大切に保管しましょう。
10	Q:マイナンバーは何に使うのですか？	社会保障、税、災害対策の 3 つの分野のうち、法律か条例で定められた手続きにのみ使い、これら以外の用途には使えません(2025 年 5 月現在)。	<u>社会保障、税、災害対策などの分野を中心に、</u> 法律か条例で定められた手続きにのみ使い、これら以外の用途には使えません。 (「(2025 年 5 月現在)」を削除)
10	Q:自分のマイナンバーは公開	今後は、マイナンバーの利用範囲が拡大される予定です。	<u>マイナンバーの利用範囲は拡大しており、今後も法改正により追加される可能性があります。</u>

	しても良い ですか？		
11	Q:「通知カード」や「個人番号カード」とは何ですか？	どちらもマイナンバーが記載されたカードですが、役割が異なります。通知カードは、市区町村から送付されるカードで、個人にマイナンバーを通知する役割を持っています。通知カードには、マイナンバーのほか、氏名・住所・生年月日などが記載されます。 個人番号カードは、希望者に対して市区町村の窓口で発行されています。マイナンバーや氏名・住所・生年月日などの情報に加え、住民基本台帳カードのようにICチップが付き、本人の写真も入っています。このため、身分証明書として使用することもできます。 個人番号カードの発行に必要な手続きについては、各自治体が公開しているWebサイトや資料などで確認してください。	(通知カードの説明を削除) <u>Q:「個人番号カード」とは何ですか？</u> <u>個人番号カードは、マイナンバーカードの正式名称です。希望者に対して市区町村から交付されます。マイナンバーや氏名・住所・生年月日などの情報が記載されたICチップ付きのカードで、本人の顔写真も入っています。本人確認のための身分証明書として使用することができます。</u> <u>マイナンバーカードの申請方法や交付の手続きについては、お住まいの市区町村が公開しているWebサイトや案内資料で最新の情報を確認してください。</u>
11	同上	(イラストのフキダシ内) 通知カード？ 個人番号カード？	(「通知カード？」を削除) 個人番号カード？
12	●本人確認を行う	たとえば、通知カードで番号確認を行い、運転免許証などの身分証明書で本人確認を行います(個人番号カードは、番号確認と本人確認が両方可行です)。	たとえば、 <u>住所・氏名などの記載が住民票と一致している通知カードや、マイナンバーが記載された住民票の写し等で番号確認を行い、運転免許証などの身分証明書で身元確認を行います(マイナンバーカードは、番号確認と本人確認が両方可行です)。</u>
12	同上	※詳細な本人確認の手続きについては、内閣官房の「マイナンバー社会保障・税番号制度」Webサイトなどで確認してください。	※詳細な本人確認の手続きについては、 <u>デジタル庁の「マイナンバー(個人番号)制度・マイナンバーカード」Webサイトなどで確認してください。</u>
13	●マイナンバーは安全な場所に保管す	※具体的な措置については、特定個人情報保護委員会の『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』を参照してください。	※具体的な措置については、 <u>個人情報保護委員会</u> の『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』を参照してください。

	る		
--	---	--	--

上記のほか、冊子全体について文章の見直し、表記統一を行っています。